

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第71号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(局及び課)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 農芸振興課に、浜名湖花博20周年記念事業推進室を附置し、その位置は、浜松市中区中央1丁目とする。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 財務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>静岡県浜松財務事務所</td><td>浜松市中区中央1丁目</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3・4 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 県民生活センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>静岡県西部県民生活センター</td><td>浜松市中区中央1丁目</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3 (略)</p> <p>第25条 児童福祉法第35条第2項の規定により、自立支援指導を要する児童の更生を図るため、静岡県立三方原学園（以下「三方原学園」という。）を浜松市東区有玉西町に置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第34条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）</p>	名称	位置	所管区域	(略)			静岡県浜松財務事務所	浜松市中区中央1丁目	(略)	名称	位置	所管区域	(略)			静岡県西部県民生活センター	浜松市中区中央1丁目	(略)	<p>(局及び課)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 農芸振興課に、浜名湖花博20周年記念事業推進室を附置し、その位置は、浜松市中央区村櫛町とする。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 財務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>静岡県浜松財務事務所</td><td>浜松市中央区中央1丁目</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3・4 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 県民生活センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>静岡県西部県民生活センター</td><td>浜松市中央区中央1丁目</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>3 (略)</p> <p>第25条 児童福祉法第35条第2項の規定により、自立支援指導を要する児童の更生を図るため、静岡県立三方原学園（以下「三方原学園」という。）を浜松市中央区有玉西町に置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第34条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）</p>	名称	位置	所管区域	(略)			静岡県浜松財務事務所	浜松市中央区中央1丁目	(略)	名称	位置	所管区域	(略)			静岡県西部県民生活センター	浜松市中央区中央1丁目	(略)
名称	位置	所管区域																																			
(略)																																					
静岡県浜松財務事務所	浜松市中区中央1丁目	(略)																																			
名称	位置	所管区域																																			
(略)																																					
静岡県西部県民生活センター	浜松市中区中央1丁目	(略)																																			
名称	位置	所管区域																																			
(略)																																					
静岡県浜松財務事務所	浜松市中央区中央1丁目	(略)																																			
名称	位置	所管区域																																			
(略)																																					
静岡県西部県民生活センター	浜松市中央区中央1丁目	(略)																																			

及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第70号）に関する事務を処理するため、静岡県動物管理指導センター（以下「動物管理指導センター」という。）を浜松市西区大山町に置く。

2 （略）

第36条 （略）

2 農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県西部農林事務所	浜松市 <u>中</u> 区中央1丁目	(略)

3～7 （略）

第37条 職業能力の開発に関する事務を処理するため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき、静岡県立浜松技術専門校（以下「浜松技術専門校」という。）を浜松市東区小池町に置く。

2～4 （略）

第38条の2 （略）

2 技能センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
静岡県西部技能センター	浜松市 <u>東</u> 区小池町

第39条 （略）

2 中小企業労働相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
静岡県西部中小企業労働相談所	浜松市 <u>中</u> 区中央1丁目

第40条 （略）

及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第70号）に関する事務を処理するため、静岡県動物管理指導センター（以下「動物管理指導センター」という。）を浜松市中央区大山町に置く。

2 （略）

第36条 （略）

2 農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県西部農林事務所	浜松市 <u>中央</u> 区中央1丁目	(略)

3～7 （略）

第37条 職業能力の開発に関する事務を処理するため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき、静岡県立浜松技術専門校（以下「浜松技術専門校」という。）を浜松市中央区小池町に置く。

2～4 （略）

第38条の2 （略）

2 技能センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
静岡県西部技能センター	浜松市 <u>中央</u> 区小池町

第39条 （略）

2 中小企業労働相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
静岡県西部中小企業労働相談所	浜松市 <u>中央</u> 区中央1丁目

第40条 （略）

2・3 (略)

4 工業技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の表の左欄に掲げるセンターを同表の中欄に掲げる位置に置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

センター	位置	所掌事務
(略)		
静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター	浜松市 <u>北区</u> 新都田1丁目	(略)

第42条 (略)

2・3 (略)

4 農林技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の表の左欄に掲げるセンターを同表の中欄に掲げる位置に置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

センター	位置	所掌事務
(略)		
静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター	浜松市 <u>浜北区</u> 根堅	(略)

第47条 (略)

2 家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県西部家畜保健衛生所	浜松市 <u>東区</u> 中郡町	(略)

3・4 (略)

第47条の2 (略)

2・3 (略)

4 水産・海洋技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の分場等を置く。

2・3 (略)

4 工業技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の表の左欄に掲げるセンターを同表の中欄に掲げる位置に置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

センター	位置	所掌事務
(略)		
静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター	浜松市 <u>浜名区</u> 新都田1丁目	(略)

第42条 (略)

2・3 (略)

4 農林技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の表の左欄に掲げるセンターを同表の中欄に掲げる位置に置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

センター	位置	所掌事務
(略)		
静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター	浜松市 <u>浜名区</u> 根堅	(略)

第47条 (略)

2 家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県西部家畜保健衛生所	浜松市 <u>中央区</u> 中郡町	(略)

3・4 (略)

第47条の2 (略)

2・3 (略)

4 水産・海洋技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の分場等を置く。

名称	位置
(略)	
静岡県水産・海洋技術 研究所浜名湖分場	浜松市 <u>西区</u> 舞阪町弁天島
(略)	

第50条 (略)

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県浜松土木事 務所	浜松市 <u>中区</u> 中央 1丁目	(略)

3～9 (略)

名称	位置
(略)	
静岡県水産・海洋技 術研究所浜名湖分場	浜松市 <u>中央区</u> 舞阪町弁天島
(略)	

第50条 (略)

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
(略)		
静岡県浜松土木事 務所	浜松市 <u>中央区</u> 中 央1丁目	(略)

3～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。